

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 4 月 1 日

月 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 告 示

○道路の区域変更 1

### 監査委員訓令

○富山県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令 2

## 告 示

### 富山県告示第185号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 4 月 1 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山八尾線	富山市八尾町井田新字砂土居1275番2から 富山市八尾町井田字石坂高11990番7まで	変更前	A	最大 21.2 最小 6.5	592.0	富山土木 センター
			B	最大 61.2 最小 16.0	579.2	
		変更後	B	最大 61.2 最小 16.0	579.2	

県道 宇奈月大沢野 線	中新川郡上市町大字折戸字 西浦 9 番地先から	変更前	最大 5.6 最小 4.3	12.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町大字折戸字 西浦 9 番地先まで	変更後	最大 8.1 最小 6.8		

~~~~~  
**訓 令**  
 ~~~~~

富山県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成25年 4 月 1 日

富山県代表監査委員 酒 井 三 郎

**富山県監査委員訓令第 1 号**

監査委員事務局

富山県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

富山県監査委員事務局規程（平成 2 年 2 月 27 日富山県監査委員訓令第 1 号）の一  
部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表中

主 任	担当の事務を処理する。
-----	-------------

を

上席専門員、主任専門 員及び主任	担当の事務を処理する。
---------------------	-------------

に改める。

**附 則**

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。